



気候変動に関する政府間パネル第 35 回会合サマリー 2012年 6月 6-9日

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 35 回会合は、2012年 6月 6-9日、スイス、ジュネーブで開催された。この会合には、各国政府、国連、政府間組織、オブザーバー組織の代表など、200名以上が参加した。

議論の焦点は、IPCC プロセスおよび手順に関するインターアカデミーカウンスिल (IAC) のレビューの検討結果であり、具体的には次の項目であった：統治と管理；IPCC 報告書の作成手順；コミュニケーション戦略。この問題に関し、パネルは、IPCC 事務局およびテクニカルサポートユニット (TSUs) およびコミュニケーション戦略の機能を承認した。さらに参加者は、評価報告書作成におけるオブザーバーの役割を含め、IPCC 報告書の作成、レビュー、受諾、採択、承認、刊行の手順を改定することで合意した。これらの決定により、パネルによる IAC レビューの勧告の検討は終了する。

これに加えて、パネルは、IPCC 議長団ならびに全てのタスクフォース議長団の選出手順の改定を承認した。IPCC-35 は、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の要請に従い、土地利用・土地利用変化及び林業に関する IPCC グッドプラクティス・ガイダンスの第 4 章のレビューを 2013 年末までに終了すると決定した、これにより、新しい方法論は京都議定書第二約束期間の最初から適用可能となる。代表団は、利益相反 (COI) 政策の実施、プログラム予算、他の国際機関関係の問題、進捗状況報告書、その他の問題なども議論した。

IPCC のこれまで

IPCC は、1988 年、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された。目的は、人為的な気候変動に伴うリスク、その影響可能性、適応および緩和のオプションの理解と関連する科学的、技術的、社会経済的情報を評価することである。IPCC は、新たな研究を行うことはなく、気候関連のデータをモニタリングすることもないが、公表され、査読された科学文献、技術文献に基づく評価を行う。

IPCC には、3つの作業部会 (WGs) がある：WG I は、気候系および気候変動の科学的側面を扱う；WG II は、気候変動に対する社会経済システムおよび自然系の脆弱性、気候変動の影響、および適応オプションを議論する；WG III は、温室効果ガス排出量の制限および気候変動の緩和のオプションを取り上げる。各 WG には 2 名の共同議長、6 名の副議長がいるが、ただし WG III の第 5 次評価サイクルでは共同議長が 3 名である。各共同議長は、それぞれの WGs がパネルの委任したマニフェストを全うできるよう指導し、これらの課題遂行では各 TSUs の支援を受ける。

さらに IPCC には、国別温室効果ガス・インベントリプログラムに関するタスクフォース (TFI) がある。TFI は、IPCC 国別温室効果ガス・インベントリプログラムを監督する組織であり、各国の温室効果ガス排出量および吸収量の計算ならびに報告作成のための、国際的に合意した方法論およびソフトウェアの開発と改善、

さらに UNFCCC 締約国によるこの方法論の利用推進を目的とする。影響と気候分析のデータおよびシナリオ支援に関するタスクグループ(TGICA)は、WGs、特に WGII と WGIII のデータ上の必要性に対応すべく設立された組織である。TGICA は、気候変動関連のデータおよびシナリオの分配および適用を推進し、一連のデータ、気候変動や環境条件、社会経済条件のシナリオ、その他の資料を提供するデータ分配センターの監督を行う。

IPCC 議長団は、一つの IPCC 評価報告書作成期間 (約 6 年間) の議長団として、パネルが選出する。議長団の役割は、IPCC の作業の計画作成、調整、モニタリングにおいて IPCC 議長を支援することである。議長団は、全ての分野・領域を代表する気候変動専門家で構成される。現在、議長団は次の 31 名で構成される: IPCC 議長、3 つの WG の共同議長、TFI の議長団(TFB)、IPCC 副議長、3 つの WG の副議長。IPCC 事務局は、スイス、ジュネーブにあり、WMO がホスト組織である。

IPCC の成果: IPCC は設立以来、気候変動に関する科学情報を国際社会に提供する一連の包括的な評価報告書、特別報告書、技術報告書を作成し、専門家および政府の詳細な査読を受けてきた。

これまで、IPCC は、4 つの気候変動包括評価報告書の作成を行っており、各報告書は、UNFCCC の下での交渉進捗で重要な役割を果たしてきた: 第一次評価報告書は 1990 年に完成した: 第 2 次評価報告書は 1995 年に、第 3 次評価報告書は 2001 年に、第 4 次 評価報告書(AR4)は 2007 年に完成した。2008 年、IPCC-28 は 2014 年に完成すべき第 5 次評価報告書(AR5)を作成すると決定した。

最新の評価報告書は WG ごとの 3 部構成となっている。各部は、政策決定者向け要約(SPM)、技術要約(TS)、その基となる評価報告書で構成される。各報告書の評価セクションは全て、3 段階で行われる査読プロセスを受ける: 第 1 回は専門家による査読、第 2 回は専門家と政府による査読: 第 3 回は政府による査読である。各 SPM は、担当の WG による行ごとの承認を受ける。評価報告書には統合報告書(SYR)も含まれ、3 つの報告書において最も関連性の高い部分に焦点を当てる、さらに SYR の SPM はパネルによる行ごとの承認を受ける。AR4 という労作には、450 名以上の代表執筆者、800 名以上の執筆協力者、2500 名以上の査読者、そして 130 か国の政府が参加した。AR5 の作成には、85 か国から 800 名以上の執筆者と査読編集者が参加する。

IPCC は、包括的な評価報告書に加えて、気候変動関係の特定の問題に焦点を当てる、特別報告書、方法論報告書、技術文書も作成する。IPCC が作成した特別報告書には次のものが含まれる: 航空輸送と地球大気(1999 年); 土地利用・土地利用変化及び林業(2000 年); 技術移転の方法論問題および技術問題(2000 年); オゾン層の保護と地球の気候系(2005 年); 二酸化炭素回収貯留(2005 年); 再生エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書(SRREN)(2011 年); 最近では、気候変動への適応推進のための極端現象と災害管理に関する特別報告書(SREX)(2011 年)である。技術報告書は、気候変動と生物多様性に関するもの(2002 年)および気候変動と水に関するもの(2008)などが作成された。

さらに、IPCC は、各国による温室効果ガス関連の報告書作成を支援する方法論報告書またはガイドラインも作成する。国別温室効果ガス・インベントリプログラムに関する IPCC ガイドラインは、最初、1994 年に発表され、1996 年には改訂版が完成した。追加のグッドプラクティス・ガイダンス報告書は 2000 年と 2003 年にパネルの承認を受けた。最新版の国別温室効果ガス・インベントリプログラムに関する IPCC ガイドラインは、2006 年にパネルの承認を受けた。

IPCC は、「人為的な気候変動に関し多くの知識を構築して普及し、変動への対処に必要な基礎を築く」ための全ての作業と努力に対し、2007年12月、米国のアル・ゴア前副大統領と共にノーベル平和賞を授与された。

IPCC-28 : この会合は2008年4月9-10日、ハンガリーのブダペストで開催され、IPCC作業計画の重要な側面としてのWGの構成、将来の報告書のタイプとタイミングを含むIPCCの将来、ならびに将来のIPCC議長団やTFBの構成などが議論の中心となった。IPCCは、AR5の作成、現状のWGs構成の保持で合意した。パネルは、AR5での新しいシナリオの活用を可能にするため、2013年の早い時期にWGI報告書が確実に届けられるようにし、他の報告書およびSYRは2014年で実施可能な早期に完成させるよう議長団に要請した。またパネルは、SRREN報告書を作成し、2010年までに完成させることでも合意した。

IPCC-29 : IPCC創設20周年を記念する会合は、2008年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催された。この際、パネルは新しいIPCC議長団とTFBを選出し、Rajendra Pachauri (インド)がIPCC議長に再選された。パネルは、IPCCの将来に関する議論を続け、ノーベル平和賞の賞金で、途上国の若い気候変動科学者を対象とする奨学金制度創設で合意した。さらにSREXに関するスコーピング会議開催を検討するよう議長団に求め、この会議は、2009年3月23-26日、ノルウェーのオスロで開催された。

IPCC-30 : この会合は、2009年4月21-23日、トルコのアンタリヤで開催された。この会議で、パネルは、主にIPCCの近未来に焦点を当て、2009年7月13-17日、イタリアのベニスで開催されたAR5スコーピング会議への指針を示した。

IPCC-31 : この会合は2009年10月26-29日、インドネシアのバリで開催された。議論の焦点は、ベニスでのスコーピング会議参加者が作成したAR5各章の概要草案の承認であった。パネルは、途上国および経済移行国の科学者の参加、電子技術の利用、IPCCの長期的な未来に関するIPCC-30の決定の実施進展状況についても議論した。

インターアカデミーカウンシルのレビュー : AR4での不正確な記述に関するIPCCへの公的な批判、ならびに批判に対するパネルの対応への批判に答えるため、Ban Ki-moon 国連事務総長とRajendra Pachauri IPCC議長は、IACに対し、IPCCプロセスおよび手順の第三者レビューを行い、IPCCを強化し、その報告書の質を確保する提案の提示を要請した。IACは、2010年8月、その結果を示す報告書を提出した。IACのレビューでは特に次の点に関する勧告を行っている : 管理構造 ; 危機対応計画を含める、コミュニケーション戦略 ; 参加者の選出基準、評価されるべき科学情報および技術情報のタイプなどでの透明性 ; 不確実性の特性を特定する方法に関するWGs間の一貫性。

IPCC-32 : この会合は、2010年10月11-14日、韓国のプサンで開催され、IACレビューの勧告について議論した。パネルは、灰色文献や不確実性の扱い、これまでの報告書の中の間違いを扱うプロセスなど、この点に関する多数の決定を採択した。更なる検討が求められる勧告の扱い方に関し、パネルはプロセスや手順、コミュニケーション、COI(利益相反)ポリシー、統治と管理に関するタスクグループを設置した。AR5 SYRの概要改定案も承認した。

SRREN : WGIIIの第11回会合は、2011年5月5-8日、アラブ首長国連合のアブダビで開催され、再生エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書(SRREN)およびそのSPMを承認した。議論の焦点は、特に持続可能な開発、バイオマス、政策に関する章であった。SRRENの主要な結論には、再生可能エネルギーの技術ポテ

ンシャルは将来のエネルギー需要予測を大きく上回ること、再生可能エネルギーは全ての緩和シナリオで重要な役割を果たすことなどがあげられる。

IPCC-33 : この会合は、2011年5月10-13日、アラブ首長国連合のアブダビで開催され、主に、IPCCのプロセスおよび手順に関するIACレビューをフォローアップする行動に焦点があてられた。パネルは、執行委員会の設置を決定し、COIポリシーを採択し、IPCC報告書の手順に多少の変更を取り入れた。さらにパネルは、SRRENおよびそのSPMに関するWGIIIの行動を承認し、AR5の進捗状況を審議した。

SREX : IPCC WGsのIとIIの第1回合同会議は2011年11月14-17日、ウガンダのカンパラで開催され、SREXが受諾され、そのSPMが承認された。SREXは、気候、環境、人為的要素の相互作用により引き起こされる極端な気候現象および災害という悪影響、その影響や災害によるリスクの管理オプション、影響を見極める場合、気候以外の要素が重要な役割を果たすと論じた。

IPCC-34 : この会合は2011年11月18-19日、ウガンダのカンパラで開催され、IPCCのプロセスおよび手順に関するIACレビューをフォローアップする行動、すなわち手順、COIポリシーやコミュニケーション戦略に関係する行動に焦点が当てられた。パネルは、IPCC報告書の作成、査読、受諾、採択、承認、発刊の手順の改訂版を採択したほか、COIポリシーの実施手順および開示様式も採択した。さらにパネルは、SREXのSPMを正式に受諾した、これは2011年11月14-17日、WG IおよびWG II合同会議で承認されたものである。

IPCC-35 報告

IPCC議長のRajendra Pachauriは、2012年6月6日水曜日、IPCC第35回会合の開会を宣言し、AR5は完成に向け最終段階にさしかかっていると指摘した。同議長は、WGIは査読者 (expert reviewers) からのコメントを受け取り、AR5のWG I分の報告書の第1稿を完成したと報告した。さらに同議長は、WG IIおよびWG IIIがZOD (Zero Order Draft) への専門家コメントを受理したと報告した。Pachauri議長は、SRRENおよびSREXにおけるアウトリーチの努力に注目し、湿地に関する国別温室効果ガス・インベントリプログラムの2006年版 IPCC ガイドライン補足書は2013年に完成予定であると述べた。同議長は、パネルがIACレビューから多くのものを学んだと強調し、AR5は間違いなく科学的に確固とした、これまでの評価報告書を「大きく超えるものになる (goes beyond)」と強調した。同議長は、「精密さ、正確さ、多くの努力 (precision, accuracy and extensive effort)」を持ったAR5の結論が世界各地に行き渡るよう、IPCCはその普及を図ると述べた。さらに同議長は、AR5作成過程での新しい執筆者の役割にも焦点を当てた。

UNEPのJan Dusikは、IPCCに対するUNEPの支援を強調し、AR5完成に向けた進展状況ならびにパネルのプロセスや手順、統治と管理の変更実施に対し、パネルに祝意を述べた。同代表は、Global Environment Outlook 第5版の刊行、部分的にはIPCCをモデルとする「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(IPBES)の設立、「短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化もコアリション」の結成など、UNEPの多様なイニシアティブを指摘した。

WMOのJeremiah Lengoasaは、IPCCおよびAR5の重要性を示す最近の進展を以下のように概説した。Rio+20会議の準備作業；世界の持続可能性に関するハイレベルパネル報告書（この報告書は世界持続可能な開発アウトLOOK報告書の定期刊行、国連事務総長および国連に対し進言する科学諮問理事会の設置を提案してい

る) ; IPBES の設立 ; UNFCCC の下での強化された行動のためのダーバン・プラットフォームの創設。同代表は、IAC レビューの議論を終了させ、その成果を伝える必要があると指摘し、このことは新しいコミュニケーション戦略を試す機会になると指摘した。

UNFCCC の Halldor Thorgeirsson は、ダーバンでの 2011 年国連気候変動会議においては、3 つの面で進展があったと指摘した : 緩和および適応での途上国支援実施インフラ ; 2020 年までの緩和プレッジの更なる明確化およびこれに関係する測定、報告、検証 ; 2015 年までに全ての UNFCCC 締約国に適用される強化された合意を交渉することを目的とする、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会の設置。同代表は、排出削減の世界目標の適切性のレビューは、AR5 の結論を UNFCCC プロセスに「直接送り込む入り口 (direct entry point) 」として重要であると強調した。さらに同代表は、土地利用、土地利用変化及び林業のグッドプラクティス・ガイダンス (GPG LULUCF) に記載する補足情報の報告方法論のレビューを求めた UNFCCC の要請に焦点を当てた。

スイス環境国家事務局長の Bruno Oberle は、気候系への危険な干渉を阻止するレベルでの人為的温室効果ガス排出量の安定化に向け、定量的なインプットを提供するというパネルの役割を強調した。同代表は、SRREN を歓迎し、気候変動緩和での技術の役割を強調し、SREX に関しては、適応での重要性、気候関連リスクを最小限に抑制する上での重要性を強調した。同代表は、AR5 は排出経路に対する理解を進め、合意を得るのに役立つと述べた。Oberle は、パネルの内部機能改善に向けた努力を歓迎し、ジュネーブでの会合はその作業改善に向けた「重要な里程碑 (important milestone) 」になるとの見解を示した。

その後、パネルは議題書 (IPCC-XXXV/Doc.1 and Add.1) を採択した。

第 34 回会合報告書草案の承認

水曜日のプレナリーで、IPCC 事務局長の Renate Christ は、最新のコメントを取り入れた IPCC-34 報告書改定案 (IPCC-XXXV/Doc.13, Rev.1) を提示した。報告書草案は変更なしに承認された。

IPCC プログラム及び予算

水曜日のプレナリーで、Christ IPCC 事務局長は、IPCC 信託基金プログラム及び予算 (IPCC-XXXV/Doc.2)、IPCC の 2010 年および 2011 年会計監査書 (IPCC-XXXV/Doc.2, Add.1) を提出し、監査官は何の不正も見出さなかったと述べた。

2012 年改定予算に関し、同事務局長は、3 つの新しい役職を含め、コミュニケーション戦略ならびに COI ポリシーに関する変更点を考慮に入れる必要があると指摘した。さらに同事務局長は、2013 年で承認されるべき LULUCF に関する TFI の追加作業に対応するには調整が必要であり、これについて本会合で合意する必要があると指摘した。

米国は、信託基金に資金を提供する国は少数であると指摘し、資金提供ベースの強化に向け、Pachauri 議長の資金調達を求めた。さらに米国は、資金タスクチームに対し、会議場所が不確定なことから生じる予算への影響について、指針を示すよう求め、他の候補地がない場合はジュネーブを利用するよう提案した。

IPCC 副議長の Ismail El Gizouli (スーダン)と Nicolas Beriot (フランス)を共同議長とする資金タスクチームは本会合期間中に 5 回会合した。

土曜日の閉会プレナリーで、タスクチーム共同議長は、コミュニケーション活動およびウェブサイト改善のための費用など、2012 年および 2013 年での予算の調整について説明した。両共同議長は、IPCC に資金を提供する政府が少数であることへの懸念を表明し、他の政府にも書状を送り、資金提供を募るよう提案した。

米国は、予算は最終経費で決められるべきだとし、さらに、スイスの支持を得て、事務局の執行機能の抑制に反対する警告をした。

フランスは、AR5 の発表はコミュニケーション経費を追加することになると述べた。Pachauri 議長は、IPCC-37 までの待機は、効果の高いアウトリーチ活動の妨げになるとし、議長団に対して臨時予算額の提示を提案した。

英国は、WGI プレナリーに 4 日分ではなく 5 日分の予算をつけるよう求めた。Pachauri 議長は、議長団の更なる審議にもよるが、5 日分の臨時予算とすることを提案した。

最終決定: パネルは、IPCC 信託基金プログラム及び予算に関する最終決定で、特に次のことを行う:

- 2012 年度予算および 2013 年度予算案に対する事務局の改定案を承認する;
- AR5 のサイクルの経過につれ、予算上の資金ニーズを確保しようとする圧力が高まると指摘し、各国は 2012 年と 2013 年で「十分な資金提供 (generous contributions)」を維持するよう求め、信託基金への提供額を増加できる各国政府に対し、増額を求める;
- IPCC 議長団の途上国メンバーおよび一部専門家の旅行に対する WMO 旅行規定の柔軟な適用に関し、WMO への「懸念表明 (the expression of concern)」を認める;
- 事務局によるジュネーブでの IPCC 会議開催のコストおよび実現可能性の分析を提案する。

TFI の将来の作業計画

水曜日のプレナリーで、TFI 共同議長の Thelma Krug (ブラジル)は、京都議定書第 7 回締約国会合(CMP 7)で IPCC GPG LULUCF 第 4 章の査読および更新の可能性に関する提案があったことを想起した。同共同議長は、CMP は京都議定書 3.3 条および 3.4 条に基づく LULUCF の報告に関し、一部の規則を改定し、新しい規則を取り入れており、この中には森林管理および自然の攪乱に関する強制力のある規則、湿地の乾燥化および再湿地化に関する新しい選択活動が含まれると説明した。同共同議長は、2012 年 5 月の IPCC スコーピング会議 (IPCC-XXXV/Doc. 20)について報告し、さらに UNFCCC の科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)第 36 回会合によるその後の決定に焦点を当て、CMP 10 ではなく 2013 年の CMP 9 までに、該当する章の改定を完了し、採択にかけるよう IPCC に対し検討が求められたと報告した。同共同議長は、原案のタイムテーブルでは新しいガイダンスが 2013 年の報告書に間に合わないことを意味すると説明した。共同議長の Krug は、改定された作業計画 (IPCC-XXXV/Doc. 20, Add. 1) を提出し、専門家査読期間を 6 週間から 4 週間に縮め、専門家/政府査読期間を 8 週間から 6 週間に短縮する提案に焦点を当てた。同共同議長は、2013 年 10 月に章の改訂版を承認するには、IPCC 会議を追加する必要があると指摘した。

Christ 事務局長は、IPCC は査読期間短縮を決定できる (権限を有する) と指摘し、WGI の AR5 の担当分を承認するため、2013 年 9 月にプレナリーを召集する予定であることを想起した。

ニュージーランドは、IPCC に対し、新しい期限の順守を奨励する一方、従来よりも査読期間を短縮することを強調する必要があると指摘した。カナダは、中国の支持を受け、完成品の「査読が十分でなく」、IPCC に責任が生じるリスクがあると強調した。ノルウェーは、UNFCCC への対応の重要性を認識する一方、質の確保が重要であると強調し、「スムーズなプロセス」の必要性を指摘した。英国、イタリア、フィンランドは、UNFCCC は IPCC の主な顧客であると強調し、その要請に積極的に応えることを支持した。

中国は、インドの支持を受け、専門家査読プロセスの短縮に警告し、IPCC で確立された手順を踏む必要があると指摘した。米国は、手順から外れることが日常的となっているとして懸念を表明し、予算への影響に関する情報を求めた。ブラジルは、作業範囲に対する懸念を指摘し、クリーン開発メカニズム (CDM) の下に LULUCF プロジェクト活動が含まれることは、CMP の要請を超えるものだと述べた。

共同議長の Krug は、GPG LULUCF の第 4 章は既に必要要素の多くを含んでおり、作業を始めからやり直す必要はないと強調した。同共同議長は、手順問題と IPCC 作業の適切さとバランスさせる必要があると指摘し、提案された時間枠内で作業を終了させることへの TFI 共同議長の自信を強調し、レビューするのは 110 頁ほどにすぎないと強調した。

IPCC は、Sergio Castellari (イタリア) と Birama Diarra (マリ) を共同議長とするコンタクトグループを設置し、この問題を議論することで合意した。このグループは水曜日午後には会合し、意見の一致をみるに至った。水曜日、IPCC プレナリーは、プロジェクト活動に関するセクションを除去し、査読範囲を削減することで合意し、GPG LULUCF の第 4 章と湿地に関するガイドラインを 2013 年 10 月の同じ IPCC 会議で承認することでも合意した。

AR5 の作成

WG I : WG I 共同議長の Thomas Stocker (スイス) は、進捗状況報告書 (IPCC-XXXV/Doc. 17) を提出し、このグループは 2011 年 11 月に第一稿 (FOD) を仕上げ、続いての専門家査読で 21,000 件以上のコメントを受理したと指摘した。同共同議長は、2012 年 4 月にマラケシュで開催された第 3 回代表執筆者会議に焦点を当て、査読編集者が参加し、現地および国内メディアに対するブリーフィングが行われ、特にクロスカッティング・イシューおよびよくある質問 (FAQs) の議論に注目が集まったと指摘した。WG I 共同議長の Dahe Qin (中国) は、SREX 作成での WG I と WG II の協調関係を強調した。

WG II : WG II 共同議長の Christopher Field (米国) は、SREX は WG I と WG II の協調関係が「極めて大きな成功を収めた (extremely successful)」例であると強調した。AR5 に対する WG II の担当分に関し (IPCC-XXXV/Doc. 15, Rev. 1)、同共同議長は、まもなく 2012 年 6 月に第一稿 (FOD) が発表されると指摘し、積極的なフィードバックを行うよう勧めた。共同議長の Field は、WG II は AR5 への担当分の報告書作成に向け「極めて良好な状況 (very good shape)」にあると結論付けた。

WG III : WG II 共同議長の Youba Sokona (マリ) は、AR5 の WG III 担当分報告書の作成は十分進展していると報告した (IPCC-XXXV/Doc. 21)。同共同議長は、ゼロ稿 (ZOD) とその査読が終了したと指摘し、第 1 稿の締切日は 2012 年 7 月であると述べた。同共同議長は、専門家および代表執筆者会議について論じ、特に第 2 回代表執筆者会議での AR5 担当分報告書の概要変更に関心を当てた。

中国は、WGIII の AR5 担当分報告書の概要は IPCC-31 で承認されていると強調し、概要の変更および執筆者のリストに疑念を呈した。

WGIII 共同議長の Sokona は、次の点を強調した：合意された概要に本質的な変更がなされたわけではない；そのような変更を行う場合の関連手順は遵守されている；全ての変更の詳細を WGIII 進捗状況報告書に記載している。さらに同共同議長は、執筆者が交代する場合、あるいは一人の執筆者が一つの章から別な章に移る場合にも合意された手順が踏まれていると指摘した。Pachauri 議長は、概要の変更は些少であり、内容の変更というよりは、リアレンジに関係すると明言した。

中国は、概要の内容の変更はプレナリーの承認を受けるべきだが、概要のリアレンジは受け入れ可能とする手順を提案した。パネルは、概要の実質的な変更はプレナリーの承認が必要だが、リアレンジは WG 共同議長および議長団の裁量の内であると、会議報告書に記載することで合意した。パネルは、WG に対し、執筆者リストの変更を各国の窓口連絡するよう想起した。

クロスカッティング・イシュー：IPCC 副議長の Jean-Pascal van Ypersele (ベルギー) は、IPCC 副議長に代わり発言し、WG 共同議長間の建設的な意見交換について報告し、クロスカッティング・イシューが真剣かつ時機を得て議論されたとしてこれを歓迎した。同副議長は、クロスカッティング・イシューの議論が特に大きな関連性を持つ SYR に役立たせるため、イシューやチーム、方法論が特に注目を集めることになる述べた。

SYR 進捗状況報告書：Pachauri 議長は、基本執筆チームの候補者が選出されたと指摘し、WGI からは 9 名の執筆者、WGII からは 11 名、WGIII からは 9 名の執筆者となった (IPCC-XXXV/Doc. 7) と指摘した。同議長は、各候補の選出は IPCC 手順に規定する地域やジェンダーのバランスに配慮して行われたと強調し、このチームの第 1 回会合を 2012 年 6 月 11 日から 13 日にジュネーブで開催すると指摘した。

コミュニケーション戦略

新しい IPCC コミュニケーション戦略の承認：水曜日、IPCC 上級コミュニケーションマネージャーの Jonathan Lynn は、IPCC コミュニケーション戦略草案 (IPCC-XXXV/Doc. 3 and INF. 1) を提出した。IPCC 副議長の van Ypersele は、この戦略案の作成には、アブダビの IPCC-33 で承認された IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンスがベースとして用いられたと指摘した。

戦略案は、水曜日のプレナリーで議論され、金曜日と土曜日、IPCC 副議長の van Ypersele と Maesela John Kekana (南アフリカ) を共同議長とするコンタクトグループおよび草案作成グループでも議論された。

上級コミュニケーションマネージャーの Lynn は、プレゼンテーションの中で、明確な構造と意思決定プロセスの構築という目的を強調した。同マネージャーは、外部とのコミュニケーションに関する 3 つの分野について議論した：毎日のコミュニケーション；報告書および他の活動計画を外部に送り出すことに関するコミュニケーション；即応コミュニケーション。

多数の代表団が戦略草案に関しコメントした。米国、英国、スペイン、ブラジル、メキシコは、IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンスを考慮に入れる必要があると強調した。メキシコは、特に戦略効果を評価する必要があると強調し、米国は IPCC コミュニケーションの範囲に注目した。

スイスは、UNFCCC が IPCC の主要顧客であると強調した。ニジェールは明確に定義された目的を持つことが重要だと強調した。イタリアは、文書が「簡潔すぎる」と述べた。オーストラリアは、コミュニケーションにおけるパネルの役割を検討するよう求め、どういう情報を国内窓口 (focal points) に伝えるかも含め、規定過剰となることに警告した。ノルウェーは、国内窓口の関与に関する多様な意見を指摘した。

モロッコとニジェールは、コミュニケーション手段の検討を求めた。ノルウェーは、全ての国連用語による資料提供に関し、文章表現を強めるよう求めた。スペイン、その他は、IPCC のスポークスパーソンを明確にする必要があると強調し、ニュージーランドは、IPCC スポークスパーソンに WGs 副議長および代表執筆者を含めるよう提案した。米国は、WGs がそれぞれの作業に関するアウトリーチ活動を行うには、適切な範囲を指定する必要があると指摘した。ブラジルは、IPCC プレナリーが主な意思決定機関であるとし、決議の採択は満場一致で行われると強調した。

コンタクトグループは、ガイダンスをより良く反映させる必要性和ガイダンスに欠けている要素の議論に焦点があてられた。土曜日、閉会プレナリーは、戦略および改定戦略を採択する決定書草案について審議した。この議論の中で、代表団は、指名されたスポークスパーソンに加えて、執筆者「および WG 副議長」が、担当の科学分野について発言する最適な人間である場合が多いとの文章を追加することで合意した。

スイスは、マリ、その他の支持を得て、各国の窓口の役割を強調するよう求めたが、米国、その他は反対した。米国は、各国の窓口の役割は国により異なると指摘した。ノルウェーは、IPCC の立場で発言するものと、それぞれの国の政府の立場で発言するものとを区別することが重要だと強調した。Pachauri 議長は、当該文書は各国の国内窓口による重要な貢献を既に認識していると指摘した。各国国内窓口に関する文章には一切の変更が加えられなかった。

スイスは、「特に」UNFCCC が IPCC の成果の主な利用者であるとの記述を提案したが、米国とカナダはこれに反対した。米国は、IPCC の文書は主として各国政府を対象とすると強調した。カナダは、UNFCCC に対する IPCC の関連性は、戦略の文書表現などではなく、その作業の質と適時性で決められると指摘した。IPCC 副議長の van Ypersele は、relevant UN bodies such as the UNFCCC という現在の表現はこれまでの長時間の議論の結果であると指摘した。UNFCCC の役割に関して戦略文書の表現には一切の変更が加えられなかった。

その後、プレナリーは決定書および戦略文書を承認した。

最終決定書：決定書において、IPCC-35 は、一部追加したコミュニケーション戦略文書を採択し、執行委員会に対し実施計画の作成を要請し、この計画には、IPCC が緊急の問い合わせにも速やかに、効果的に対応できるようにする一連の手順を含めるとし、2012 年 10 月 1 日までにこの計画の完成を、議長団および各国窓口に報告するよう要請する。さらにパネルは、執行委員会に対し、戦略とその実施状況に関する評価報告を IPCC-37 に提出するよう要請する。同委員会は、状況に応じて、実施計画を更新するよう求められる。

この戦略文書は、特にその目標や原則、活動、対象者を規定する 4 頁の文書で構成される。この文書は、統治および運営管理について論じ、IPCC コミュニケーションの適切性を確保する最終責任はプレナリーにあると指摘する。同文書は、WGs 共同議長およびタスクフォースの共同議長が報告書のそれぞれの担当分野におけるコミュニケーションに責任を有するとし、IPCC 議長は SYR に関するコミュニケーション責任を負うと規定する。執行委員会は組織全体に関するコミュニケーションに責任を有する。

戦略文書は、その方法およびツールに関し、特に、IPCC 報告書は 6 つの国連公式用語の全てで利用できるようにされるべきであり、事務局は、報告書の翻訳を含めた各国での活動に対し、各国の窓口を支援すると指摘する。各国窓口は、文書資料および情報を時宜にかなった方法で受け取り、上級コミュニケーションマネージャーの助言を求めることができる。さらに戦略文書は、承認された IPCC 報告書および他の刊行物がコミュニケーション資料の基礎となると明言する。

スポークスパーソンに関し、戦略文書は、特に、公式スポークスパーソンは効率性やタイムリーな対応だけでなく、客観性、科学的な正確さを確保するため、多様な状況に合わせて任命されるべきと指摘する。この規定に則ると、IPCC 議長および副議長が IPCC 全体の筆頭スポークスパーソンとなり；WG 共同議長やタスクフォース共同議長は、担当の WG またはタスクフォースの活動に関する筆頭スポークスパーソンとなり；事務局長および上級コミュニケーションマネージャーは IPCC の活動や手順、さらには制度面の問題に関し発言することができる。これら指名されたスポークスパーソンに加え、執筆者および WG 副議長が、それぞれ担当する科学分野で発言する最適な人物である場合も多く、メディアに対し発言をするよう求められる、あるいは会議で IPCC を代表するよう求められる可能性がある。

さらに戦略文書は、IPCC を代表して発言するものに対し、承認された報告書の情報を、事実に沿い、客観的に提供するようにし、IPCC の弁護と受け取られかねない、もしくは IPCC の中立性の信望を損ないかねないような、公的発言は控えるよう要請する。戦略文書は、このことは特に最も上の地位にいるものにとり重要であると指摘する。

他のコミュニケーションおよびアウトリーチ活動：木曜日、IPCC 上級コミュニケーションマネージャーの Lynn は、他のコミュニケーション活動およびアウトリーチ活動 (IPCC-XXXV/Doc. 14) に関し、プレナリーに報告し、SREX の時期尚早な発表を中止したことは成功であったことと、次のものなど他のアウトリーチ行事に焦点を当てた：UNFCCC 第 17 回締約国会議における新しいソフトウェアに関するサイドイベント開催、ならびに 2012 年 5 月での SBSTA への提出。同マネージャーは、IPCC は持続可能な開発に関する国連会議 (UNCSD または Rio+20) でもサイドイベントを開催し、政策決定者に科学知識を提供すると述べた。WG II 共同議長の Field は、SREX のアウトリーチ活動の次の 3 段階について報告した：アウトリーチ開始前の資料配布；SPM の公表と電子的な公表とを分離した 2 段階公表方式；一連の利害関係者向けイベント。同共同議長は、報告書の公表方法によって、利害関係者の報告書の知見の内面化能力が決定づけられると指摘した。

ノルウェーは、SREX アウトリーチプログラムで学んだ教訓を AR5 でも活用してほしいとの希望を表明した。ベルギー、フランス、スペインは、報告書を他の国連用語でも容易に入手可能にすることが重要だと強調した。ベルギーは、インターネット接続が遅い途上国に合わせ、容量の小さい電子版報告書を提供すべきだと述べた。

IPCC のプロセス、手順のレビュー：統治と管理

この項目 (IPCC-XXXV/Doc. 12 and INF. 2) は、水曜日のプレナリーで初めて議論された。その後、統治と管理に関するタスクグループ会議および草案作成グループで審議された。

水曜日のプレナリーで、Christ 事務局長は、タスクグループの作業終了のマンデートが IPCC-34 から IPCC-35 に延長されたことを想起し、IPCC 事務局および TSUs の委任条件、事務局上級役員の募集に関するタ

スクグループ共同議長 David Warrilow (英国)および Taha Zatari (サウジアラビア)の提案に留意した。同事務局長は、事務局の責任については1989年、UNEPとWMOの間で交わされた覚書(MoU)に記載されていると強調し、それを変更する場合は全て、親組織両方の合意が必要であると指摘した。

タスクグループ共同議長の Warrilow は、事務局の説明責任に関するものも含め、詳細な議論が必要であると指摘した。Christ 事務局長は、事務局の説明責任に関し、責任範囲は問題に対する支配の程度に関係すると指摘した。

WMO の Jeremiah Lengoasa は、UNEP をも代表して発言し、親組織が「口をはさめる (have a say) 」のは事務管理上の問題にとどまらず、パネルが作成した文書に対する責任の中身についても発言できると強調した。同代表は、WG 共同議長を補佐する TSUs の「一時的な特性 (the transient nature) 」を事務局の常設組織としての特性とバランスをとらせる必要があると強調した。

米国とドイツは、TSUs は共同議長に役務を提供するものであり、事務局の指導を受けるべきでないと指摘した。オーストラリアは、MoU を尊重する必要性には同意したが、プレナリーは「過去のやり方 (the way things were done in the past) 」に縛られるべきでないと述べた。

タスクグループは、木曜日から土曜日に会議を開催した。事務局に関し、代表団は事務局の説明責任に焦点を当てて議論し、事務局はだれにどのような形で責任を負うべきか、そこでの親組織やパネルの役割は何かを明らかにしようとした。一部のものは、事務局機能を監督することと、責任範囲との違いを指摘した。他のものは、科学的なアウトプット文書作成を推進する上での事務局の役割を強調した。タスクグループ共同議長の Warrilow は、議論の中で2つの「大きな問題」が登場してきたと指摘した：事務局のパネルに対する説明責任、そして事務局のホスト組織である WMO に対する説明責任である。

TSUs に関し、一部の国は、TSUs ホスト国での適正な資金援助レベルならびにホスト国での法律問題を指摘するなど、TSUs の主催経験を文書化するよう提案した。

さらに代表団は、IPCC 事務局および TSUs の委任事項草案 (IPCC-XXXV/Doc. 23) に関する WMO と UNEP 合同の意見書についても審議した。WMO は、MoU を更新することなく変更できる項目について検討する必要があると強調し、MoU の改定を承認する次の機会は2015年のWMO総会であり、AR5はそれまでの間に公表される必要があると指摘した。このため、同代表は、MoUの再検討が必要な公式委任事項での変更よりもガイドラインの運用での変更を希望すると表明した。

一部の国は、事務局の機能および TSUs の立場に対する変更の提案は、WMO および UNEP の承認を必要とするような本質的なものではないと指摘した。審議が行われ、WMO および UNEP による明確な説明が行われた後、多数の国が、規定するというよりは(たんと)説明する表現を用いて、文書の「トーンダウン (tone down) 」を図り、「委任事項 (terms of reference) 」とか「説明責任 (accountability) 」よりも法律色の弱い概念を採用する必要があることで合意した。さらに多数のものが、この文書は MoU の実施に関係するとの導入パラグラフを挿入する提案を支持した。

少人数の草案作成グループは、この文書に各国のコメントを取り入れた、さらに金曜日のプレナリーで、代表団は「IPCC 事務局の機能」と「IPCC TSUs の機能」の項目を承認した。

土曜日、タスクグループは、事務局の上級スタッフの契約更新、雇用期間の限度、スタッフの評価および募集に関する決定に IPCC がどう係わるかという問題を議論した。代表団は、タスクグループで合意したとおり、プレナリーで決定を承認した。

最終決定書：事務局の機能に関し、決定書の冒頭文は、（事務局の）機能とは IPCC の設立に関し、UNEP と WMO 間で交わされた 1989 年 MoU およびその附属書に記載する活動の実施を意味すると記述する。その上で、決定書は、事務局は特に：

- ・個人的に、ならびに組織的に、パネル、IPCC 議長、他の執行委員会および IPCC 議長団のメンバーのマネジメント実現を支援する；
- ・IPCC 信託基金ならびにパネルが合意する他の全ての基金を管理する；
- ・IPCC 会合、IPCC 議長団会合、他の会議の開催を計画し、文書を作成する；
- ・必要な場合には、WGs、TFI、IPCC が設置する他の全てのタスクフォース、タスクグループ、委員会を支援する；
- ・間違いの可能性に対応する IPCC プロトコル、IPCC コミュニケーション戦略、COI ポリシーの実施に貢献する；
- ・主要な IPCC 窓口として、特に UNFCCC および他の関連する国連組織など国連システムとの協力関係を推進、維持し、親組織である WMO および UNEP と連携する。

TSUs の機能に関し、決定書は、TSUs がそれぞれの担当の WGs および TFI に対し、科学的、技術的、組織的な支援を行うと規定し、さらに TSUs は SYR の作成またはパネルを構成する他の全てのタスクフォースを支援する目的で結成される可能性があるとして規定する。さらに決定書は TSUs が特に：

- ・それぞれの担当の WGs、タスクフォースの共同議長、議長団、あるいは SYR の場合は IPCC 議長による IPCC の関連する全ての成果物の作成、制作を支援する；
- ・間違いの可能性に対応する IPCC プロトコル、IPCC コミュニケーション戦略、COI ポリシーの実施に貢献する；
- ・各 TSUs の長を通して、IPCC 執行委員会に顧問として参加する。

事務局上級職員募集での IPCC の役割について、パネルは、IPCC 議長に対し、WMO および UNEP に従うとともに両組織を通して、募集プロセス、年間の雇用計画作成、IPCC 事務局長および副事務局長の実績評価に対し、インプットし続けるよう要請する。パネルは、この作業にあたり、IPCC 議長が、執行委員会の助言を得ながら、そのようなプロセスの更なる発展を図るように勧告し、さらにこれは「定められた、透明性のある形 (a defined and transparent manner)」で遂行されるべきと指摘する。パネルは、IPCC 議長が IPCC-37 に対して進捗状況を報告するように要請する。

IPCC プロセスおよび手順のレビュー：IPCC の作業統治原則、APPENDIX A のさらなる改定

水曜日のプレナリーでは、IPCC 報告書の作成、査読、受諾、採択、承認、刊行の手順を記載する IPCC 作業統治原則、Appendix A の更なる改定 (IPCC-XXXV/Doc. 10) に関し議論した。提案された改定部分の多くは、

編集面での些少な改定であり、一貫性を欠くものや意図しない欠落などが指摘されており、Øyvind Christophersen（ノルウェー）と Eduardo Calvo（ペルー）が共同議長を務める、木曜日に開催されたコンタクトグループで行ごとに議論された。

パネルは、編集面の疑問点に加えて、IPCC 報告書の政府査読/専門家査読、SPMs および概要を示す章の政府査読における、オブザーバー組織の役割を明確にするオプションについても議論した。議論の焦点は、国連組織または「参加組織」、「政府間組織」、「特別オブザーバーの立場を有するオブザーバー組織」すなわち欧州連合(EU)、NGOs などの区別に関するものであった。多様なメンバーが、これらの組織の貢献は重要であると認めた上で、特に執筆プロセスの最終段階で、NGOs や特定利益集団を各国政府と同等レベルまで引き上げることに警告した。多様な参加者が、専門家としてそれぞれの能力をもった NGOs からのインプットを歓迎したが、SPM の承認会合でこれら組織のコメントに対応することには懸念を表明した。ある国は、最終段階でもオブザーバーのコメントを求めるよう希望したが、これらを取り入れるかどうかの判断は執筆者の裁量に任せるよう提案した。

更なる議論の後、コンタクトグループは、IPCC オブザーバー組織は各 WG 報告書の第 1 稿 (FOD) と第 2 稿 (SOD) の専門家査読に対し、それぞれの専門家を通して参加するよう勧めると明記する文案で合意した。各国政府、IPCC 参加組織、特別オブザーバーの立場を有するオブザーバー組織は、第 2 稿の政府査読に参加するよう勧められ、SMP に関する最終的な政府向け配布では、書面によるコメントを提出するよう求められる。更に明確化を進めるため、コンタクトグループは、手順の定義の項目に、EU 関係を含む、オブザーバー組織の定義を含めることで合意した。

Appendix A の議論の一部において、コンタクトグループは、手順書の付録に不確実性対応に関する IPCC ガイダンス・ノートを含めるかどうか議論した。代表団は、結局、ガイダンス・ノートを独立した「生きた」文書のままにしておくことで合意し、ガイダンス・ノートおよびこれを閲覧できるホームページに言及することで合意した。

金曜日のプレナリーで、パネルは、「参加組織 (participating organizations)」という表現を「オブザーバー組織 (observer organizations)」に変更し、全ての組織を含めるようにすることから、オブザーバー組織に関する IPCC のポリシーを閲覧できるホームページへのリンクも入れることで合意した。さらにプレナリーは、政府査読/専門家査読の段階における専門家の参加を奨励するようにオブザーバー組織に勧めることと、執行委員会に対し、AR5 査読でのオブザーバーの役割について、更なる問題の明確化が必要かどうか検討するよう要請することをパネルが決定し、これを IPCC-35 会議報告書に記載することで合意した。パネルは、これらの変更点を検討したうえで、改定された手順を採択した。

IPCC COI ポリシーの実施

水曜日のプレナリーで、IPCC 副議長および COI 委員会議長の Hoesung Lee（韓国）は、IPCC COI ポリシー (IPCC-XXXV/Doc. 6) の実施に関し報告した。同議長は UNEP の任命した Barbara Ruis と WMO の任命した Susan McCrory が、COI 委員会での法律専門家の職を務めると述べた。さらに議長の Lee は、2012 年 3 月にジュネーブで開催された COI 委員会第 1 回会合 (IPCC-XXXV/Doc. 6, 附属書 1) についても報告したほか、IPCC COI

委員会が、パネルの承認を受けるべく提出した同委員会の暫定作業手法(IPCC-XXXV/Doc. 6, 附属書 2)についても報告した。

英国は、遵守と実施に関する定例報告を歓迎し、スイスの支持を得て、同委員会の作業手法では、機密性よりも外部に対する信頼性に焦点を当てるべきだと述べた。さらに同代表は、COI 委員会内部での利益相反の可能性に警告を発した。

スイスは、スロベニアの支持を得て、COI 委員会の会合へのバーチャルなもしくは電話での参加でも、3分の2の定足数の条件を満たすことを容認するよう提案した。米国は、COI ポリシーは「自発報告ポリシー (self-reporting policy)」であると説明し、何が自発報告ポリシーのグッドプラクティスであるか理解する必要があると述べた。オランダは、「われわれ自身が遂行しているプロセスの中で (in the process that we are carrying out ourselves)」、外部のだれかが利益相反を発見するような事態は避ける必要があると強調し、COI ポリシーについて、外部の専門的知識の利用を提案した。

木曜日のプレナリーで、Christ 事務局長は、COI 委員会自体での利益相反を回避するため、代表団のコメントを取り入れた提案を提出した。プレナリーは、COI のメンバーは通常自身に関わる事例を検討すべきでないとし、そのような事例が審議される場合には、辞退とする改定案で合意した。さらにプレナリーは、そのような状況が起きた場合、COI 委員会の議長はプレナリーに報告しなければならないと規定する中国の提案に賛成した。代表団はこのような改定を行った後、COI 委員会の作業手法を承認した。

IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選出手順規則の改定

この問題(IPCC-XXXV/Doc. 9)は、水曜日のプレナリーに提起された。Christ 事務局長は、IPCC 議長団ならびに全てのタスクフォース議長団の選出手順規則を改定せよとの要求は、IPCC-29 から来たものであり、タスクグループおよび議長団では、IPCC 議長団の構成や議長団メンバーの WMO 地域区分ごとのポジション数の改定が議論され、各国政府はそれぞれのコメントを提出したと説明した。同事務局長は、地域番号 5 (南西太平洋) の代表者の人数を検討する必要があると強調した。

この問題を話し合うため、Ronald Flipphi (オランダ) と Bruno Sekoli (レソト) を共同議長とするコンタクトグループが結成された。締約国は、次のものなど、共同議長の Flipphi が「決定的な問題 (crunch issues)」とする問題について議論した：異なる地域からの代表者の人数など、議長団の構成； IPCC メンバーが、自国出身者以外の候補者を、IPCC 議長や IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の地位に指名する場合。

議長団の構成に関し、締約国は、地域番号 5 からの代表者の人数を 3 名から 4 名に増やすことで合意した。これにより、WG II 議長団は、2 名の共同議長ならびに、これまでの 6 名の副議長に代わり 7 名の副議長となる。

自国出身者以外の指名に関し、コンタクトグループは次の項目について長時間議論した：そのような指名が資金援助に与える影響；指名国による指名者の出身国への通知；指名を受けたものの出身国政府からの同意； IPCC 議長職にも同じ規則を適用すべきかどうか。結局、代表団は、IPCC 加盟国は指名者の出身国政府の同意がない場合には、自国以外の候補者の指名を控えるべきとすることで合意した。さらに代表団は、「手順規則 (rules of procedure)」という題目を「手順 (procedures)」と変更することでも合意した。

プレナリーは、IPCC の作業統治原則 Appendix C に記載する IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選出に関する改定された手順を、コンタクトグループで合意されたとおりに、土曜日に承認した。

オブザーバー組織

オブザーバー組織に関する議題項目 (IPCC-XXXV/Doc. 4 and 5) は、木曜日のプレナリーで議論された。Christ 事務局長は、EU の役割に関する最近の国連総会決議に留意し、EU に対し、コメントや意見を述べ、提案する権利を含める特別オブザーバーの立場を与えるよう提案した。参加者はこの提案に同意した。

UNFCCC および他の国際機関と関係する問題

Christ 事務局長は、木曜日のプレナリーでこの議題項目 (IPCC-XXXV/INF. 3 and 4) を提起した。

国際連合欧州経済委員会は、長距離越境大気汚染条約の最近の動向に関しプレゼンテーションを行い、特に酸性化、富栄養化、地上オゾンの緩和に関する 1999 年イエテボリ議定書の改定、ブラックカーボンに関する新たな課題と義務に焦点をあてた。

UNEP は、AR4 で明らかにされた知識上のギャップに対応し、一貫性のある研究手法を提供し、その普及と実際の応用を推進し、科学者、政策決定者その他の利害関係者間の橋渡しとなることを目的とする、「気候変動に対する脆弱性、その影響および適応に関する研究プログラム」(PROVIA) のプレゼンテーションを行った。WG II 共同議長の Field は、協調努力が真に必要であると指摘し、PROVIA はそのようなニーズに応えられる可能性があるとして付け加えた。

IPCC 奨学金プログラム

Christ 事務局長は、IPCC 奨学金プログラムの進捗状況報告書を提出し、奨学金プログラムの次回募集計画 (IPCC-XXXV/Doc. 8) を提示し、奨学金の権利、理事の任期、信託基金の法的立場に関する問題に焦点を当てた。同事務局長は、事務局には資金調達能力が欠けていると指摘し、第 2 回奨学金募集に資本の 20% まで利用し、その資本の一部を用いて資金調達をするという理事会の決定に留意した。同事務局長は、この決定は来年再検討されると述べた。

米国は、大学を通して寄付金を募り、調達活動も特定のイニシアティブではなく大学が行うことを提案した。Pachauri 議長は、この提案を歓迎し、このアイデアについて数か所の大学にアプローチし、他のものにも同様の活動を行うよう求めた。

その他の進捗状況報告

TFI : TFI 共同議長の Krug は、「2006 年 IPCC ガイドラインに対する 2013 年補足書：湿地」の作成作業が予定通り進んでいると指摘した (IPCC-XXXV/Doc. 19)。同共同議長は、IPCC インベントリ・ソフトウェアの第一版が 2012 年 5 月ボンで開催された UNFCCC 会合のサイドイベントで披露されたと強調した。

シナリオ作成作業 : 金曜日のプレナリーで、TGICA の Tom Kram は、現在進行中のシナリオ作成プロセス、および IPCC の catalytic な役割 (IPCC-XXXV/Doc. 18) についてプレゼンテーションを行い、次の 3 つのコミュニティ間の共同作業に焦点を当てた：統合評価のモデル化；気候のモデル化；影響、適応、脆弱性。同代表

は、これらのコミュニティは代表的濃度経路 (Representative Concentration Pathways)、社会経済的経路 (shared socio-economic pathways)、政策想定条件 (shared policy assumptions) に基づくシナリオ開発のマトリックス手法を開発したと述べた。ロシアは、生産的なシナリオ作成作業を歓迎し、AR5 で利用できるように、可能な限り早くその成果を公開することを求めた。

TGICA : 金曜日のプレナリーで、TGICA 共同議長の Timothy Carter (フィンランド) と Bruce Hewitson (南アフリカ) は、タスクグループの活動報告を行い、特に次の点に焦点を当てた : 地域専門家会合を通じてのキャパシティビルディング活動 ; Data Distribution Center の地域分散化 ; PROVIA との連携。両共同議長は、2012 年 9 月、サンクトペテルスブルグでの TGICA-18 主催を申し出たロシアに感謝した。

IPCC 報告書の電子版

金曜日のプレナリーで、WG II 共同議長の Field は、AR5 の電子版を記録文書とするという提案 (IPCC-XXXV/Doc. 16) に関し報告し、正式承認または受理された文書を印刷物ではなく、アーカイブ可能な電子版で記録することの利点を強調した。

オーストラリア、カナダ、ノルウェー、その他は、この提案を支持し、カナダは、印刷物と電子版が同一版の文書、パネルの承認した資料へのリンク、ロック付きバージョン、文書監査のオプションが重要であると強調した。

スイス、中国、ドイツ、インド、英国、モルディブ、その他は、寿命の長さ、セキュリティ、管理手順、正誤表の記載、特に途上国からのアクセスのしやすさや運用のしやすさなどについて、懸念を表明した。マリアは、この点でのキャパシティビルディングの重要性を強調した。

スイスと WGI 共同議長の Stocker は、他の支持を得て、この手法を AR5 から暫定的に適用し、印刷版と電子版の 2 つの同じ文書を作成することから始めるよう提案した。

代表団は、執行委員会にこの問題を送付し、その後パネルに報告することで合意した。

その他の問題

金曜日のプレナリーで、Pachauri 議長は、IPCC 評価報告書の間違いの可能性に対応する IPCC プロトコルの規定手順に則り、AR4 SYR の 2 か所の改定をパネルが承認するように要請を提出した (IPCC-XXXV/Doc. 24)。パネルは、提案された通り変更することで合意した。

Christ 事務局長は、Ban Ki-moon 国連事務総長が発表した目標、ならびに気候にニュートラルな国連を目指す「Greening the Blue、(ブルーで象徴される) 国連のグリーン化」イニシアティブに留意し、IPCC 会合での印刷物の量の段階的削減を提案した。同事務局長は、次の点を指摘した : 会合文書の一定数の印刷コピーが今まで通り利用可能 ; 電子文書だけに依存するのは、安定したインターネットへのワイヤレス接続が保証される場合である ; 一定数のラップトップコンピューターが利用可能である。数カ国がこの提案を歓迎し、ロシアは、最終決定文書の公式版は、これまでどおり郵便で各国政府に送るよう提案した。

次回会合の時間と場所、会合の閉会

土曜日の閉会プレナリーで、スウェーデンは、AR5 の WGI 担当分報告書を承認する WGI 会合、ならびにこれに続く 2013 年 9 月 23-26 日にストックホルムで開催される IPCC-36 会合に、代表団を招請した。グルジアは、2013 年 10 月、トビリシまたは海岸都市のバトゥミでの IPCC-37 の開催を申し出た。デンマークは、2014 年 10 月、IPCC-40 を開催する意思があると表明した。

IPCC 会議担当役員の Francis Hayes が、彼はいつも IPCC 会合の終わりに代表団を楽しませるのだが、「Wild Thing」を歌い演じた。Pachauri 議長は午後 4 時 25 分、会議の閉会を宣言した。

IPCC-35 の簡単な分析

世界に顔を向ける前に、まずは組織内の整備を

約 1 年半前、IPCC は、そのプロセスおよび手順を改革する旅に出た。主に第 4 次評価報告書を取り巻く論争の余波の中でインターアカデミーカウンスル (IAC) が送り出した第三者レビューの勧告に基づいていた。

ジュネーブでの IPCC 第 35 回会合は、このレビューに関係して未解決であった数件の問題として特に統治と管理、コミュニケーション戦略、さらには国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) からの要請といった通常のルーティン業務、第 5 次評価報告書 (AR5) に向けた各作業部会の進捗報告などを処理した。会議の閉会時、大半の代表団はこれまでの 4 回の会合を通じて達成された成果に満足していたようである。IPCC は組織運営の問題を整理し、パネルは、第 5 回評価サイクルの最終段階をひかえて作業を進めて、厳しい公的な精査を受ける準備が十分できていると、多数の者の意見が一致した。

この簡単な分析は、IPCC-35 の概要を示すと共に、AR5 の完成に向けた道筋も示し、このような展開が UNFCCC の下で現在進行中の交渉においてどういう位置を占めるかも示す。

レビューの締めくくり

2010 年初め、IPCC は、第 4 次評価報告書での誤認事実記載の発覚、評価報告書作成の関係者に対する利益相反の申し立てなど、厳しい一般からの批判の眼にさらされた。このような非難に対するパネルの対応には時間がかかり、かつ不適切であったことがあいまって、Ban Ki-moon 国連事務総長と Rajendra Pachauri IPCC 議長が、IPCC プロセスおよび手順の第三者によるレビューを求めることとなった。IAC レビューの勧告により、2010 年 10 月、パネルは組織運営に関する作業を開始することとなった。

この作業は、IPCC の制度アレンジから、パネルの日常の機能、評価報告書の作成に関係する多様な組織上、手順上の問題にまで広範にわたる。ジュネーブ会合までに実施された改革のうち最も重要なものは次のとおり：運営全般を監督し、会合期間外ではパネルに代わり新たに登場する問題に対応し、利益相反ポリシーを作成する執行委員会の設置。透明性が向上し、査読プロセス全体の強化された評価プロセスの手順でも多数の変革が議論された。このほかパネルが取り組んできた重要問題には、誤記修正に関する明確なポリシー、証拠資料の評価と一貫性のある不確実性の扱い方、執筆者ガイダンスの改善などがある。

IPCC-35 では、IAC レビュー関連の最重要未解決問題の一つとして、コミュニケーション戦略の承認があった。評価の結論および評価プロセス自体のコミュニケーションが不適切なことは、IPCC の大きな弱点であり、この点は IAC レビューでも強調された。

こういった問題に関し、重要な改革がなされており、この中には、新しい上級コミュニケーションマネージャー職の設置、コミュニケーション戦略の作成などがある。1 年前、アブダビでの IPCC-33 会合以降、IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンスが既に採択されていた、ジュネーブ会合での重要タスクは、この戦略を最終決定し、作業部会 I が AR5 への報告書の担当分を承認する会合である 2013 年 9 月の作業部会 I の会合に間に合わせることであった。大半の代表団は、戦略草案に満足していたが、数人のものは、この採択自体に議論があるとの見解をとった。交渉はスムーズに進み、閉会プレナリーは、この戦略を採択し、IPCC 執行委員会に実施計画の詳細決定を要請できた。重要なことは、この戦略が、定期的に継続的にレビューされることであり、その第 1 回目の評価を IPCC-37 までに行なうことである。特に、この文書では、パネルを代表して発言するのはだれか、どの問題について発言できるのかを明確にし、IPCC を代表して発言するものは承認された報告書から得られる事実を示し、客観的な情報を提示することに焦点を当てる必要があると規定する、弁護と受け止められかねず、パネルの中立性の評判を損なうような公的発言は控えるべきとも規定する。

さらに IPCC-35 は、統治と管理、手順に関する数件の他の問題についても解決する必要があった。統治と管理に関する最後の保留事項は、事務局およびテクニカルサポートユニット (TSUs) の役割にまつわる問題、そして事務局の上級職募集でのパネルの役割に関する問題であった。事務局の責任範囲は UNEP と WMO との間の 1989 年覚書 (MoU) で規定されており、この文書を変更するのは長時間のプロセスとなることから、参加者は、それほど正式でないやり方で事務局や TSUs の機能を明らかにすると合意した。この合意は、多様な組織間の相互作用を改善し、明確かつ透明性のあるものにする。手順に関する議論では、オブザーバーの評価報告書作成作業への参加に焦点があてられた。オブザーバーからのインプットが必要なことについては異論がなかったが、プロセスに関わる組織が多種多様なため、オブザーバーがどの段階でどのような範囲で参加できるか明らかにすることが重要であった。

上記 3 件に関する決定により、IAC レビュー勧告から始まったパネル自身のプロセスおよび手順の改革は終了した。IPCC はこの結果、機能が改善され、透明性の高い組織になったというのが総じての意見である。改革の一部はすでに実施されており、利益相反ポリシーの場合と同様、最初の印象はかなりポジティブである。

UNFCCC への対応

IAC レビューの勧告のほか、IPCC-35 では、UNFCCC からの要請についても議論した。このような要請に応え、国際的気候交渉作業を支援するのは、このパネルの重要な機能である。この作業の重要な問題は、各国が UNFCCC および京都議定書の下での報告書作成に用いる排出量および吸収量に関するガイドライン作成に関係する問題であった。このような作業は、IPCC の「第 4 の腕 (fourth arm)」である「インベントリに関するタスクグループ」で行われる。ジュネーブで、パネルは、2012 年 5 月に UNFCCC 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) が要請した、土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF) に関するグッドプラ

クティス・ガイダンスの補足方法論の速やかな改定を求める要請について審議した。この要請は、ダーバン会合で採択された京都議定書第二約束期間での LULUCF の算定規則改定に関係するものである。最初の要請では、パネルは 2014 年までに必要な変更を終了することとなっていたが、その直後、交渉担当者は、2013 年に開始予定の第二約束期間における附属書 I 国の報告義務を遵守するには、これより早い時期に新しい方法論が必要になることを認識した。

ジュネーブで、パネルは、当初、この改定の迅速化の合意に対する反対意見に直面した、これは数カ国のメンバーが、改定期限の前倒しはパネルの作業の質を損ねかねないとの懸念を口にしたためである。しかし、他のものは、IPCC の主な顧客である UNFCCC のニーズに十分対応していく必要があると強調した。あるものは、この議論の中で、IPCC と UNFCCC の関係のダイナミクスが、既存の政治プロセスを助ける目的で創設された他の科学諮問パネルの場合と異なることを想起させられた。1988 年に設立された IPCC は、1992 年の UNFCCC の創設を支援するようにとの要請を受けた組織であり、逆ではないのである。

IPCC は、結局、国際的気候政策プロセスからの時間的余裕のない要請にも応えられる能力があることを証明してみせた。執筆者および各国政府が貢献をするために与えられた時間は、短縮されてしまったが、第 2 約束期間での京都議定書締約国の第 1 回温室効果ガスのインベントリ報告での使用に間に合わせるべく、改定版が完成する予定である。

世界への発信：AR5 と UNFCCC

2013 年 9 月の AR5 最初の部分の承認-気候変動の物理的科学的に関する WGI 報告書-は、一般の厳しい目にさらされるはずであり、メディアや政策決定者、気候変動懐疑論者などによる内容の綿密な精査が行われる可能性が高い。WGI 報告書に続き、AR5 の他の 3 つの報告書が次々と承認を受ける：2014 年 3 月の影響、適応、脆弱性に関する WGII 報告書；2014 年 4 月の緩和に関する WGIII 報告書；2014 年 10 月の統合報告書。AR5 で議論されるクロスカッティング・イシューの一つは、条約第 2 条に規定する条約の究極の目的に関する問題である、すなわち「生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内」に「気候系への危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準」で、温室効果ガス濃度の安定化をはかることである。

気候変動の危険な水準とは何かは、気候変動交渉でも議論のある問題である。この点、2014 年後半という AR5 の完成時期は、UNFCCC プロセスでも重要な時期にあたる。カンクン合意は、排出削減世界目標の適切性を 2015 年までにレビューする予定としている。レビューの詳細はまだ交渉中であるが、このプロセスでは、2°C 目標の適切性を審議し、特に脆弱な締約国が既に支持を表明している 1.5°C という野心度の高い気温目標を採用する必要があるかどうかも議論する。実際、レビューのタイミングは、AR5 の科学的知見の恩恵を受けるタイミングで計画されている。さらに、新しく設置された強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会 (ADP) は、2015 年までに、「議定書、別な法的制度、または全ての締約国に適用される条約の下での法的効力を有する合意成果」に関する交渉を終了させる予定である。2012 年 5 月の第 1 回 ADP 会合では、2020 年までの緩和野心の問題で意見対立があったが、その一方、大半の締約国がこのことをダーバンの成果の決定的要素と考えていることが明らかとなった。各国は、ADP が 2021 年以降の合意と

2020年までの野心の両方について作業することを期待しており、現在の緩和プレッジと条約の究極の目的達成に必要なものとのギャップ解消を目指す。

こういった全てのことは、AR5そしてIPCCがUNFCCCプロセスにとり、いかに重要であるかを示している。多数のものは、AR5が交渉に影響を与え、ADPにおいて危険な人為的気候変動を防止する2021年以降の合意実現を希望する。

AR5ではこれまでの報告書とは異なり、各地域の詳細情報の提供を目指しており、この点もUNFCCCプロセスに沿うものである。気候変動の社会経済的側面と持続可能な開発への影響、リスク管理、適応と緩和の両方での対応の枠組み作りも、AR5が大きな注目を浴びる点である。

IPCC-35は、このパネルが組織運営の問題を議論し、科学文献の評価方法を再考する最後の機会であった。過去1年半を振り返ると、IPCCはそのプロセスおよび手順を改革し、特定の政策の推奨(policy prescriptive)ではなく、本来の役割である、政策決定に役立つ(policy relevant)組織に近づいてきたと言える。気候変動との戦いに向け新しい合意交渉を続ける世界、政治的な熱を帯びた世界におけるAR5の発表は、このパネルの改革を試すものでもある。

今後の会議予定

持続可能な開発のための科学、技術、技術革新フォーラム：このフォーラムは、科学者、政策決定者、主要グループ、他の利害関係者間における学際的な科学的議論およびダイアログを行う場を提供する。このフォーラムで得られる主要なメッセージおよび結論は、Rio+20会議に報告される。**日付**：2012年6月11-15日
場所：ブラジル、リオデジャネイロ **連絡先**：Maureen Brennan **電話**：+33-01-4525-0677 **電子メール**：Maureen.Brennan@icsu.org **www**：<http://www.icsu.org/rio20/science-and-technology-forum/>

IPCC サイドイベント：持続可能な開発への科学の応用：これは、上記持続可能な開発のための科学、技術、技術革新フォーラムのサイドイベントであり、IPCC議長団および執筆者が参加し、「持続可能な開発への科学の応用：IPCCが政策決定者に科学をインプットする方法」と題する。このサイドイベントでは、IPCC議長団のメンバーならびに執筆者が、IPCCによる意思決定者への働きかけや支援の方法を議論し、SREXおよびSRRENの結論を提供する。続いて執筆者および読者とのパネルディスカッションが行われる。**日付**：2012年6月15日 **場所**：ブラジル、リオデジャネイロ **連絡先**：IPCC事務局 **電話**：+41-22-730-8208 **ファクシミリ**：+41-22-730-8025 **電子メール**：IPCC-Sec@wmo.int **www**：
<http://www.icsu.org/rio20/science-and-technology-forum/programme/side-events/fri-15#IPCC>

ダカール：気候の極端現象及び災害の地域リスク管理—IPCC特別報告書から学べること：このイベントは、政策決定者、実務の専門家、民間部門の聴衆を対象として、SREXの結論を発表する一連の説明会の一つである。**日付**：2012年6月18-19日 **場所**：セネガル、ダカール **連絡先**：気候と開発の知識ネットワーク **電話**：+44-207-212-4111 **電子メール**：cdknetwork.enquiries@uk.pwc.com **www**：<http://cdkn.org/>

IDB気候変動と持続可能性デー：米州開発銀行(IDB)は、Rio+20会議のサイドイベントとして気候変動と持続可能性に関するイベントを計画している。気候変動の緩和と適応、強靱な低炭素開発、生物多様性、持



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-35
<http://www.iisd.ca/climate/ipcc35/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

持続可能なエネルギー、地方レベルの持続可能性問題のチャレンジなどを議論する。日付: 2012年6月20日 **場所**: ブラジル、リオデジャネイロ **www**:

<http://events.iadb.org/calendar/eventDetail.aspx?lang=en&id=3475>

国連持続可能な開発会議 (Rio+20): UNCSO は、1992年、ブラジル、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)の20周年を記念するものである。日付: 2012年6月20-22日 **場所**: ブラジル、リオデジャネイロ **連絡先**: UNCSO 事務局 **電子メール**: uncsd2012@un.org **www**:

<http://www.uncsd2012.org/>

第2回100%再生可能エネルギー国際会議および展示: このイベントは、EUROSOLAR トルコ(再生可能エネルギー欧州協会のトルコ部門)が組織し、再生可能エネルギー100%への移行の技術、経済、政治的な側面を議論する国際プラットフォームの役割を果たそうとするもの。日付: 2012年6月28-30日 **場所**: トルコ、イスタンブール **連絡先**: EUROSOLAR Turkey **電話**: +90-533-395-5839 **ファクシミリ**: +90-216-589-1616 **電子メール**: info@irene2012.com **www**: <http://www.irene2012.com/>

UNFCCC 特別作業部会追加会合: この会合には、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会の会合が含まれる。日付: 2012年8月30日-9月5日 **場所**: タイ、バンコク **連絡先**: UNFCCC 事務局 **電話**: +49-228-815-1000 **ファクシミリ**: +49-228-815-1999 **電子メール**: secretariat@unfccc.int **www**: <http://www.unfccc.int/>

農業、食糧安全保障、気候変動に関する第2回世界会議: この会議は、ベトナム政府とオランダ政府が世界銀行およびFAOなど他のパートナーとも協力し、共催する。会議では、オランダ、ハーグでの2010年会議で設置された行動ロードマップの実施の進捗状況を評価し、行動に対して新たなかつ具体的な優先度をつける一方、グリーンな成長の推進要素として気候にスマートな農業の早期行動を実証する。日付: 2012年9月3-7日 **場所**: ベトナム、ハノイ **連絡先**: Tran Kim Long、農業および農村発展省 **電話**: +84-4-38434682 **ファクシミリ**: +84-4-37330752 **電子メール**: longtk.htqt@mard.gov.vn **www**: <http://www.afccconference.com/>

「海洋のポテンシャル」会議: この会議は、プリマスの海洋科学組織のイニシアティブであり、プリマス海洋研究所が全体をまとめる。この会議では、広範な分野の利害関係者を集め、再生可能エネルギー、炭素隔離、人間の健康、バイオエンジニアリング、新しい食糧生産方法など、海洋が提供できる機会について話あう。日付: 2012年9月11-12日 **場所**: 英国、プリマス **連絡先**: 会議事務局 **電子メール**: pde@plymouth.ac.uk **www**: <http://www.oceansofpotential.org/>

IPCC WG II TGICA 第18回会合: TGICA(影響と気候の分析のためのデータおよびシナリオ支援に関するタスクグループ)の第18回会合は、暫定的ではあるが、9月に開催の予定である。日付: 2012年9月16-18日(正式発表は後日) **場所**: ロシア、サンクトペテルブルグ **連絡先**: IPCC 事務局 **電話**: +41-22-730-8025 **ファクシミリ**: +41-22-730-8025 **電子メール**: IPCC-Sec@wmo.int **www**: <http://www.ipcc.ch/>

高CO₂濃度世界での海洋に関する第3回シンポジウム: このシンポジウムは、海洋学研究に関する科学委員会、国連教育科学文化機関(UNESCO)の政府間海洋学委員会、地球圏・生物圏国際プログラムの主催で開催される。このシンポジウムは、300名以上の優れた世界的科学者が集まり、海水の酸性化が海洋生物や生態系、生物地学化学的循環に与える影響を議論することを目的とする。さらに海水の酸性化による社会経済



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-35
<http://www.iisd.ca/climate/ipcc35/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

的な影響結果も、政策および管理に与える影響も含め、議論の対象とする。日付：2012年9月24-27日 場所：米国カリフォルニア州、モンレー **電子メール**：secretariat@scor-int.org **WWW**：
<http://www.highco2-iii.org/>

気候変動と開発政策に関する UNU-WIDER 会議：国連大学(UNU)-世界開発経済研究所(WIDER)の「気候変動と開発政策」会議は、気候と開発目的のバランスのとり方に多様な展望を反映させようとするものである。この会議では、研究は開発政策にどのように情報を提供できるかを評価し、既存の知識のギャップを明らかにし、低炭素開発(緩和)と気候に耐性のある戦略(適応)の両方に焦点を当てる。日付：2012年9月28-29日 場所：フィンランド、ヘルシンキ **連絡先**：Anne Ruohonen **電子メール**：climate2012@wider.unu.edu **WWW**：
http://www.wider.unu.edu/home/news/en_GB/call-28-09-2012/

手の届く世界：科学から政策へ：このイベントは、国際応用システム分析研究所(IIASA)がオーストリアの連邦欧州国際関係省および連邦科学省と協力し開催するもの。この会議では、世界の社会的、経済的、環境上の変化が持続可能性および開発のチャレンジにどのような影響を与えるかを調査し、その解決オプションを探る。会議では、問題の科学的解決法となる先進的なシステム分析および統合アプローチの関連性および応用に焦点を当てる。日付：2012年10月24-26日 場所：オーストリア、ウィーン **連絡先**：IIASA 会議事務局 **電子メール**：conference@iiasa.ac.at **WWW**：<http://conference2012.iiasa.ac.at/index.html>

IPCC WGIII シナリオに関する第3回専門家会議：IPCC WGIIIのAR5シナリオに関する第3回専門家会議は、11月に開催される。日付：2012年11月3-4日 場所：スペイン、ビーゴ **連絡先**：IPCC事務局 **電話**：
+41-22-730-8025 **ファクシミリ**：+41-22-730-8025 **電子メール**：IPCC-Sec@wmo.int **WWW**：
<http://www.ipcc.ch/>

UNFCCC COP 18：UNFCCCの第18回締約国会議と第8回京都議定書締約国会合、ならびに他の関連する会議は、カタールのドーハで開催される予定である。日付：2012年11月26日—12月7日 場所：カタール、ドーハ **連絡先**：UNFCCC事務局 **電話**：+49-228-815-1000 **ファクシミリ**：+49-228-815-1999 **電子メール**：
secretariat@unfccc.int **WWW**：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

UNFCCC 補助機関：UNFCCC実施に関する補助機関(SBI)および科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)、その他の組織は、2013年6月に会合する。日付：2013年6月3-14日 場所：ドイツ、ボン(tbc) **連絡先**：UNFCCC事務局 **電話**：+49-228-815-1000 **ファクシミリ**：+49-228-815-1999 **電子メール**：
secretariat@unfccc.int **WWW**：<http://unfccc.int/>

IPCC WGI 会合と IPCC-36：AR5を承認するIPCC WGI プレナリー会合は、2013年9月に開催される。続いて、IPCC-36が開催され、AR5のWGI担当分報告書が承認される。日付：2013年9月23-26日 場所：スウェーデン、ストックホルム **連絡先**：IPCC事務局 **電話**：+41-22-730-8025 **ファクシミリ**：+41-22-730-8025 **電子メール**：IPCC-Sec@wmo.int **WWW**：<http://www.ipcc.ch/>

IPCC-37：IPCC第37回プレナリーは、IPCC GPG LULUCFの第4章および湿地に関するガイドラインの更新を承認する。日付：2013年10月 場所：グルジア(後日決定) **連絡先**：IPCC事務局 **電話**：+41-22-730-8025 **ファクシミリ**：+41-22-730-8025 **電子メール**：IPCC-Sec@wmo.int **WWW**：<http://www.ipcc.ch/>

用語集

| | |
|--------|---------------------------------------|
| AR4 | 第4次評価報告書 |
| AR5 | 第5次評価報告書 |
| CMP | 京都議定書締約国会議 |
| COI | 利益相反 |
| GPG | グッドプラクティス・ガイドランス |
| IAC | インターアカデミーカOUNシル |
| IPCC | 気候変動に関する政府間パネル |
| LULUCF | 土地利用・土地利用変化及び林業 |
| MoU | 覚書 |
| PROVIA | 気候変動の脆弱性、影響、適応に関する研究プログラム |
| SBSTA | 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 |
| SPM | 政策決定者向け要約 |
| SREX | 気候変動への適応促進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書 |
| SRREN | 再生エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書 |
| SYR | 統合報告書 |
| TGICA | 影響と気候分析のデータおよびシナリオ支援に関するタスクグループ |
| TFB | TFI 議長団 |
| TFI | 国別温室効果ガス・インベントリに関するタスクフォース |
| TSU | テクニカルサポートユニット |
| UNEP | 国連環境計画 |
| UNFCCC | 国連気候変動枠組条約 |
| WG | 作業部会 |
| WMO | 世界気象機関 |

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by María Gutiérrez, Ph.D., Elena Kosolapova, LL.M., Kati Kulovesi, Ph.D., and Yulia Yamineva, Ph.D. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA.